

青森県報

第九百五十五号

令和七年

八月二十日

(水曜日)

規

則

青森県災害対策本部に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年八月二十日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県規則第四十七号

青森県災害対策本部に関する規則の一部を改正する規則

青森県災害対策本部に関する規則（昭和三十八年四月青森県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第一号中「及び報告」を削る。

第十一条第一項中「副支部長」を「支部長代理」に改め、「支部長が」を削り、「職にある者のうちから指名し」を「地域連携事務所長がその所属の職員のうちから指名した者をもつて充て」に改め、「は支部員」の下に「（同表の当該支部の項の構成員の欄に掲げる地域連携事務所長がその所属の職員のうちから指名した者を除く。）」を加え、同条第三項中「副支部長は、支部長を助け」を「支部長代理は」に改める。

第十二条第一項及び第三項中「副支部長」を「支部長代理」に改める。

第十四条を削る。

別表東青地方支部の項中「青森県東青地域連携事務所長」を「青森県東青地域連携事務所長 青森県東青地域連携

事務所長

事務所長がその所属の職員のうちから指名した者」

に改め、同表中南地方支部の項中

「青森県中南地域連携事務所長」を

「青森県中南地域連携事務所長 青森県中南地域連携事務所長がその所属の職員

のうちから指名した者」

に改め、同表三八地方支部の項中「青森県三八地域連携事務

目 次

規 則

○青森県災害対策本部に関する規則の一部を改正する規則… (防災危機管理課) … 一

告 示

○家畜伝染病の発生… (畜産課) … 二

○特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生… (水産振興課) … 二

公 告

○空港用化学消防車の交換に係る一般競争入札… (会計管理課) … 二

出 先 機 関

○土地改良区の定款変更の認可… (中南農林水産事務所) … 四

○土地改良事業計画変更の認可… (同) … 四

教 育 委 員 会

○県文化財の指定及び指定の解除… (文化課) … 四

選 挙 管 理 委 員 会

○政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出… (事務局) … 五

○政治資金規正法による政治団体の解散の届出… (同) … 五

「青森県三八地域連携事務所長
所長」を
青森県三八地域連携事務所長がその所属の職員のうちから指名した者」に

改め、同表西北地方支部の項中「青森県西北地域連携事務所長」を
青森県西北地域

連携事務所長
に改め、同表上北地方支部の

連携事務所長がその所属の職員のうちから指名した者」

項中「青森県上北地域連携事務所長」を
青森県上北地域連携事務所長がその所属の

職員のうちから指名した者」
に改め、同表下北地方支部の項中「青森県下北地域連携

事務所長」を
青森県下北地域連携事務所長がその所属の職員のうちから指名した者」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第四百四十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により
家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示す
る。

令和七年八月二十日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

家畜伝染 病の種類	家畜の 種類	患者、疑似 患者の別	頭数	発生 の場所又は区域	発 生 日 月 日

ヨーネ病	牛	患者	一	深浦町	令和 七・七・二四
------	---	----	---	-----	--------------

青森県告示第四百四十六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次
の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する
要件に適合すると認めたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項
の規定により公示する。

令和七年八月二十日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
上北郡おいらせ町新田二〇の一 工藤 與一	百石町区域 百石町漁業協 同組合の地区	小型定置漁業
上北郡おいらせ町一川目三丁目七三の七六 沖田 民男		

公 告

空港用化学消防車の交換に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十
二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

令和七年八月二十日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 一般競争入札に付する事項
1 次に掲げる物品（以下「取得物品」という。）と県所有の物品との交換とす

る。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の適用を受ける。

空港用化学消防車 一台

2 取得物品に要求する性能等は、入札説明書による。

二 納入期限

令和十年三月十七日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和五年六月十二日青森県告示第四百四号（物品等の競争入札参加資格）の

一、令和六年二月十三日青森県告示第八十六号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和七年二月十日青森県告示第六十号（物品等の競争入札参加資格）のいずれかの規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 取得物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績があることを証明した者であること。

6 取得物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、令和七年九月十日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ
電話 〇一七―七三四―九一〇四

4 提出部数 二部

六 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市長島一丁目の一
青森県出納局会計管理課物品調達グループ
電話 〇一七―七三四―九一〇四

七 入開札の日時及び場所

1 日時

令和七年十月三日（時間は、入札説明書による。）

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 会計管理課入札室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第五百九十九条の規定による。

十 契約書の取り交わしの時期

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十一 落札者の決定方法

入札参加資格審査において、取得物品に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書（ただし、第四条第八項及び第六条（B）を除く。）を遵守するほか、入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

One (1) Chemical pumper for use at the airport (exchange purchase)

2 Time limit for tender:

3 Octover, 2025

(Please refer to a bid manual in time.)

3 Contact Point for the notice:

Accounts Management Division

Accounting Bureau

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City , Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9104

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、津軽平川土地改良区の定款の変更を令和七年七月二十九日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和七年八月二十日

青森県中南農林水産事務所長 齋 藤 禎 展

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、津軽平川土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を令和七年七月二十九日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

令和七年八月二十日

青森県中南農林水産事務所長 齋 藤 禎 展

事業名 維持管理

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第九号

青森県文化財保護条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十六号）第四条第一項及び第三十九条第一項の規定により、次の表に掲げるものを県重宝に指定し、及び県天

然記念物の指定を解除する。

令和七年八月二十日

青森県教育委員会

一 県重宝に指定するもの

種別	名 称	員数	所 在 地	所 有 者
県重宝	小牧野遺跡出土品	六七点	青森市大字野沢字沢部一〇八の三	青森市

二 県天然記念物の指定を解除するもの

種別	名 称	員数	所 在 地	所 有 者	指定年月日
県天然記念物	薬師寺の石割カエデ	一本	黒石市大字温湯字鶴泉一二の四	宗教法人薬師寺	平成二十六年四月十八日

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第六十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

令和七年八月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴 岡 真 治

政党の支部

政党以外の政治団体

政治団体の名称 （代表者氏名）	異動事項	新	旧	異 月 日 動
自由民主党六ヶ所村支部 （橋本 竜）	主たる事務所の所在地	上北郡六ヶ所村大字倉内字切揚場一〇八の四	上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附四八	令和 七・六・三
代表者	橋本 竜	木村 常紀		

政治団体の名称 （代表者氏名）	異動事項	新	旧	異 月 日 動
青森県電気工事業政治連盟 （今井 隆）	代表者	今井 隆	山子 則男	令和 七・六・五
工藤のりやす後援会 （瀬川 左一）	代表者	瀬川 左一	中村 正彦	七・六・七
全日本不動産政治連盟青森県本部 （高橋 克彦）	会計責任者	神 康知	相馬 明彦	七・六・〇
青森県税理士政治連盟 （薬師山 正人）	代表者	薬師山 正人	長谷川 有美	七・七・五
会計責任者	松本 博子	里村 敏明		

青森県選挙管理委員会告示第六十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和七年八月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴 岡 真 治

政党以外の政治団体

阿部潤司後援会	政治団体の名称
佐々木 武信	代表者氏名
令和六・三・三	解散年月日

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 号 青森県	
(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一 番七十七号 東奥印刷株式会社	
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付二十一円七十銭